

コメ新市場開拓等促進事業概要

I. 事業趣旨・概要

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化し、両者の連携に基づいた、実需者ニーズに応じた米の生産及び需要の更なる創出・拡大に向けた加工品の製造等を推進していくことが重要。

このため、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するべく、新市場開拓用米や加工用米、米粉用米、酒造好適米について、産地と実需者が連携して作成する「産地・実需協働プラン（以下、「プラン」という。）」に基づいた、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援する。

II. 産地・実需協働プランについて

産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、米粉用米、酒造好適米について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画。

事業に取り組もうとする地域農業再生協議会（以下、「地域協議会」という。）は、以下の内容を含むプランを策定する。

① プランに参画する構成員

農業者、農業者団体、集出荷業者、実需者（食品製造事業者、輸出事業者、酒造組合等）、地方自治体等（下線は必須）

② 新市場開拓や加工等、需要に応じた生産等の取組に係る現状・今後の対応方針

③ 低コスト生産等の取組の内容等

Ⅲ. 事業の内容

1 事業メニュー（低コスト生産等の取組支援（面払い））

地域協議会が策定したプランに参画する農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う場合に、取組面積に応じて以下の単価で支援する。

○低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

対象品目（令和8年産 基幹作）	単価※ ¹
新市場開拓用米	4万円／10a※ ¹
加工用米	3万円／10a※ ¹
米粉用米	9万円／10a※ ¹
酒造好適米	最大3万円／10a※ ²

※1 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」別紙1の第4の3に規定する多収品種、又は、地域の単収よりも概ね1割以上収量が高く、都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算（多収品種加算）

※2 取組年数に応じて「1年あたり1万円／10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援

○ 都道府県農業再生協議会等への推進事務費支援

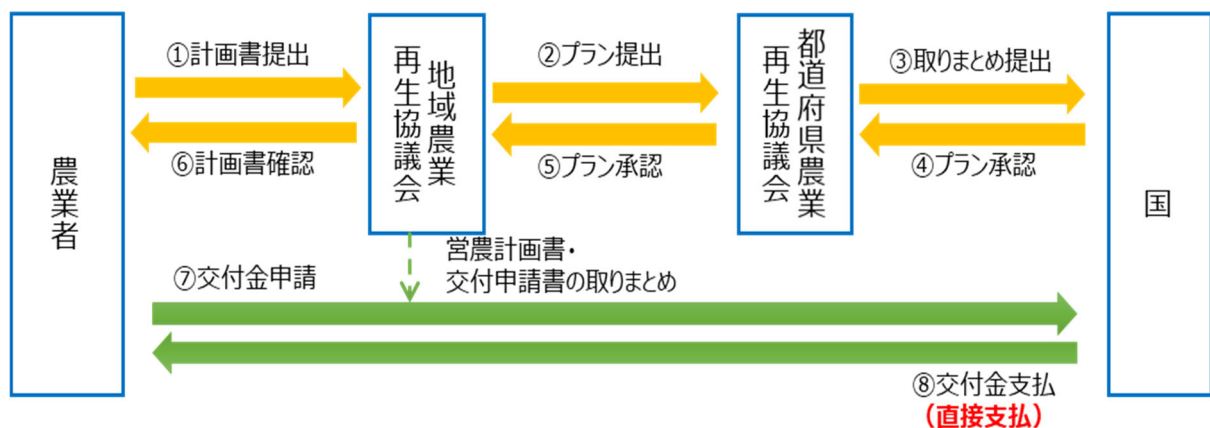
本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費について、都道府県農業再生協議会（以下、「都道府県協議会」という。）や地域協議会に対して推進事務費として予算の範囲内で支援する。（定額）

※経営所得安定等推進事業実施要綱等に基づき各種手続きを実施

2 交付対象者

販売農家、集落営農（プランに参画する者）

3 事業実施の流れ



4 対象となるほ場

水田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田と同じ）

※ 本事業の面積支払い支援を受けた水田の面積については、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米:2万円/10a、米粉用米5.5～10.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米:2万円/10a）の対象面積から除きます。

また、本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

5 対象となる作物

令和8年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米

※1 令和8年産の水田での基幹作のみが対象。

※2 新市場開拓用米、米粉用米及び加工用米はそれぞれ、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく新規需要米取組計画、加工用米取組計画の認定を受けるものが対象。

6 採択要件

- ・ 地域協議会が策定したプランに参画する農業者であること
- ・ 農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷業者等が、実需者と販売契約を締結すること（又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること）
- ・ 農業者は、対象品目について以下の低コスト生産等の取組メニューのうち3つ以上の取組を行うこと（新たな取組である必要はないが、可能な限り新たな取組を実施したり、取組面積を拡大したり、より高度な取組とすることを推奨）
- ・ 多収品種加算を受ける場合には、「⑬多収品種等の導入」を含めて合計4つの取組（「多収品種の導入」＋3つの取組）を行うこと
- ・ 酒造好適米の支援を受けるには、以下2つの要件を満たすこと
（要件1）
 - ①農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、
 - ②集荷業者を挟む場合には、
 - ・ 一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、もしくは、
 - ・ 酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること
（要件2）

3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

【新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米】

取組メニュー	取組内容
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑬多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入	多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の作付け
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施
⑰ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施

※ 品目ごとに、地域特認メニューも都道府県協議会にて設定可能（地方農政局等が承認）。

Ⅳ. 採択について

地域協議会の品目ごとに、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米にあつては、下表の1の①又は②のいずれか、2の①又は②のいずれか、3、4及び5の合算ポイントで、酒造好適米にあつては、下表の1の①又は②のいずれか、2の①又は②のいずれか、3、4、5及び6の合算ポイントでそれぞれ評価し、予算の範囲内でポイントの高い順から品目ごとに採択する。

その際、令和7年度当初予算コメ新市場開拓等促進事業にて低コスト生産等の取組支援を受けた協議会のうち、前年度事業における1の①又は②に係る計画面積を達成できなかった場合は、未達分の面積を減じた上で評価する（未達分の面積を引いた値を用いてポイントを算出）。

また、品目ごとに下表のとおり優先枠を設定し、それぞれ枠の範囲内でポイントの高い順から採択する。

なお、同ポイントの場合は要望額の低い方を優先的に採択する。

【配点基準】

項目	ポイント	
1 低コスト 生産等の取 組状況	【新市場開拓用米】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 100ha 以上 24	ア 300%以上 24
	イ 80ha 以上～100ha 未満 20	イ 200%以上～300%未満 20
	ウ 60ha 以上～80ha 未満 16	ウ 150%以上～200%未満 16
	エ 40ha 以上～60ha 未満 12	エ 100%以上～150%未満 12
	オ 20ha 以上～40ha 未満 8	オ 75%以上～100%未満 8
	カ 20ha 未満 4	カ 75%未満 4
	【加工用米】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 400ha 以上 12	ア 300%以上 12
	イ 300ha 以上～400ha 未満 10	イ 200%以上～300%未満 10
	ウ 200ha 以上～300ha 未満 8	ウ 150%以上～200%未満 8
	エ 100ha 以上～200ha 未満 6	エ 100%以上～150%未満 6
	オ 50ha 以上～100ha 未満 4	オ 75%以上～100%未満 4
	カ 50ha 未満 2	カ 75%未満 2
	【米粉用米】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 50ha 以上 12	ア 300%以上 12
	イ 40ha 以上～50ha 未満 10	イ 200%以上～300%未満 10
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 8	ウ 150%以上～200%未満 8
	エ 20ha 以上～30ha 未満 6	エ 100%以上～150%未満 6
	オ 10ha 以上～20ha 未満 4	オ 75%以上～100%未満 4
	カ 10ha 未満 2	カ 75%未満 2
	【酒造好適米】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 100ha 以上 24	ア 300%以上 24
	イ 80ha 以上～100ha 未満 20	イ 200%以上～300%未満 20
	ウ 60ha 以上～80ha 未満 16	ウ 150%以上～200%未満 16
	エ 40ha 以上～60ha 未満 12	エ 100%以上～150%未満 12
	オ 20ha 以上～40ha 未満 8	オ 75%以上～100%未満 8
	カ 20ha 未満 4	カ 75%未満 4

2 本事業対象品目の作付状況	【全作物共通】 ①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2 ア 50ha 以上 6 イ 40ha 以上～50ha 未満 5 ウ 30ha 以上～40ha 未満 4 エ 20ha 以上～30ha 未満 3 オ 10ha 以上～20ha 未満 2 カ 0ha 超～10ha 未満 1	②当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産における本事業対象品目の作付面積 ※2 ア 10%以上 6 イ 8%以上～10%未満 5 ウ 6%以上～8%未満 4 エ 4%以上～6%未満 3 オ 2%以上～4%未満 2 カ 0%超 ～2%未満 1
3 ブロックローテーションの取組状況	【全作物共通】 当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にブロックローテーションを行う面積の割合 ※3 ア 50%以上 6 イ 40%以上～50%未満 4 ウ 30%以上～40%未満 2	
4 新規取組農業者の状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組む農業者（品目ごとで新規の農業者を含む）の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 100% 12 イ 80%以上～100%未満 6 ウ 50%以上～80%未満 3	
5 地域計画の策定状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2	
6 酒造好適米の安定供給に向けた取組	【酒造好適米】 令和8～10年度における、低コスト生産等の延べ取組面積に占める、複数年の低コスト生産等に取り組む農業者の延べ取組面積の割合 ア 50%以上 6 イ 30%以上～50%未満 4 ウ 10%以上～30%未満 2	
優先枠	新市場開拓用米 40億円 加工用米 20億円 米粉用米 20億円 酒造好適米 30億円	

- ※1 1について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。
- ※2 2について、低コスト生産等に取り組まない面積も含む。
- ※3 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対象品目で翌年産にブロックローテーションに取り組む面積の割合
(割合＝本事業対象品目における翌年産のブロックローテーション面積／当年産の転換作物の作付面積)

V. 問合せ先について

問い合わせ部署	所管地域	電話番号
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-350-7658
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0408
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6216
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653